

## (改定) 入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 定款第11条第1項に規定する入会及び第16条に規定する退会に関する規則（以下「本規則」という。）を定める。

(入会申込)

第2条 当法人に入会を希望するマンション管理士は、本規則様式1の入会申込書に記入し、定款第12条第3項に規定する申込書類を添付して、理事長に提出する。

(入会承認)

第3条 理事長は、前条の入会申込書及び申込書類を審査し、理事会決議を経て、入会を承認する。  
ただし、入会申込書及び添付資料に不実の記載があったときは、入会を取消すことが出来るものとする。

2 前項の入会申込書及び添付資料は、総務委員会委員長の答申に応じて、理事会が審査する。

3 理事長は、前項の入会承認をしたときは、速やかに、本規則様式2の入会承認書を、本人に送付する。

(日管連への登録)

第4条 前条の入会承認された会員は、定款第12条に規定する、日管連の登録マンション管理士としての登録及び第13条第3項に規定する登録料の納入は、当法人を経由して行うものとする。

2 前項に関する登録の書式及び登録料納入の方法については、別紙添付の「日管連マンション管理士の登録規程」に基づいて行うものとする。

(誓約事項)

第5条 当法人の会員は、次の各号に定める事項を誓約しなければならない。

- 一 当法人の定款、細則、規則及び規程並びに日管連倫理規程を遵守すること
- 二 当法人以外のマンション管理士会（別紙「規準」に定める類似の名称を冠した団体を含む。）に、重複して入会しないこと
- 三 当法人の入会申込書裏面の届出書記載の会員名簿登録住所が存する支部に**必ず**入会することとし、二以上の支部に重複して入会しないこと
- 四 当法人に入会する前に所属していた又は入会したことがあるマンション管理士会の年会費等の滞納がないこと
- 五 定款第18条第10条に規定する、同条第2項第四号の退会勧告を受けて当法人を退会した日から2年間及び第五号の除名をされた者が、除名決定の日から4年間を、それぞれ経過していること  
ただし、日管連の他の会員会及び非会員会の退会又は除名処分をうけた場合も同様とする
- 六 暴力団等反社会的勢力の構成員又は関係者でないこと

(住所又は事務所を証する書面)

第6条 定款第12条第3項第一号及び本規則第2条及び第8条に定める住所又は事務所を証する書面は、下記各項のほか、理事会が別に定めるところによるものとする。

ただし、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条第1項に基づき登録を受けたマンション管理業者の名称を以ってマンション管理士の事務所とすることはできないものとする。

2 住所を証する書面は、下記各号のいずれかの書面とする。

- 一 住民票
- 二 運転免許証(写)又は運転経歴証明書(写)
- 三 健康保険証(写)
- 四 その他行政が発行する顔写真入りの証明書

3 本人が東京都内に開設するマンション管理士の事務所を証する書面は、下記各号のいずれかとする。

- 一 建物所有を証する書面
- 二 賃貸借契約書(写)
- 三 事務所の所有者又は賃借の相手方の許可書
- 四 事業開業届出書(写)又は納税証明書(写)

4 他のマンション管理士又は士業者との共同事務所の場合は、下記第一号又は第二号、及び第三号から第五号のいずれかの書面とする。

- 一 建物所有を証する書面
- 二 賃貸借契約書(写)
- 三 共同事務所とする契約書等(写)
- 四 共同事務所代表者の証明書
- 五 事業開業届出書(写)又は納税証明書(写)

5 マンション管理士の事務所に所属又は勤務する場合は、法人にあつては第一号、及び第二号又は第三号の書面とし、法人でない場合は第二号又は第三号の書面とする。

ただし、「専ら住居」として管理規約に用途が規定されているマンションの住所で会員登録している場合には、当該事務所に所属又は勤務する者として会員登録することはできない。

- 一 現在事項全部証明書(法人の場合)
- 二 従業者証明書又は雇用契約書(写)
- 三 前号の証明書以外でマンション管理士の事務所に所属又は勤務することを証する書面

6 マンション管理士業以外の業務を主たる業務とする法人の事務所を以って会員登録する場合は、下記の書面とする。

- 一 現在事項全部証明書(法人の場合)
- 二 代表者の許可書(本規則様式第6)

(入会金及び年会費)

第7条 当法人の入会金及び年会費については、別に定める、「入会金及び年会費に関する規程」に基づくものとする。

(変更の届出)

第8条 会員は、住所、氏名、又は事務所等の入会申込書及び添付書類に変更があったときは、遅滞なく、本規則様式3を添付資料と共に理事長に届け出なければならない。

2 会員は、定款第12条第2項に規定する日管連マンション管理士登録申請書記載事項及び第3項に規定する添付書類に変更があったときは、日管連登録マンション管理士の登録規程第7条2項に規定する変更登録申請書及び第8項に規定する添付書類を、当法人を経由して提出しなければならない。

(退会届)

第9条 会員は、退会するときは、本規則様式4の退会届を理事長に提出しなければならない。

ただし、退会届提出時に年会費等の未納がある場合は、清算しなければならない。

2 退会後においても、年会費等の未納がある場合には、退会後においても債務を免れることはできないものとする。

3 既に納入した入会金、年会費等及び日管連登録料は返還しないものとする。

4 理事長は退会者に対して、本規則様式5の退会通知書を送付する。

(本規則の改廃)

第10条 本規則の改定又は廃止は、理事会決議によって決定する。

(本規則の発効)

第11条 本規則は、平成27年3月31日から発効する。

附 則

(本規則の発効)

第1条 本規則は、平成27年6月16日から発効する。

附 則

第1条 本規則改定は、平成28年8月22日から発効する。

以上

[別 紙]

## 「紛らわしい名称を冠した団体等」の規準

定款第6条並びに入会及び退会に関する規則第5条第1項第二号に規定する「紛らわしい（又は類似の）名称を冠した団体等」の運用規準は下記の通りとする。この記運用規準は、団体等の名称のほか、業務の実態を考慮するものとする。

### 記

#### 1. 紛らわしい名称を冠した団体等に相当する団体等

- ・〇〇マンション管理士協議会
- ・〇〇マンション管理士協同組合
- ・〇〇マンション管理士の会

#### 2. 紛らわしい名称を冠した団体に相当しない団体等

- ・〇〇マンション管理協議会
- ・〇〇マンション管理協同組合
- ・〇〇マンション管理組合ネットワーク
- ・〇〇マンション管理士事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく団体）

#### 3. 業務の実態を考慮する団体等

- ・〇〇マンション管理士事務所協会

以上